

# 宇土市農業委員会の農地利用最適化推進委員 募集要項

現農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月で満了となるため、新たに農地利用最適化推進委員になっていただく方を募集します。

## 1 募集人員

13人

募集する担当区域は、別紙のとおりです

## 2 任期

宇土市農業委員会が委嘱する日（令和8年7月20日以降）から  
令和11年7月19日まで（3年間）

## 3 身分

宇土市の特別職の非常勤職員

## 4 職務内容

- (1) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に係る現地での調査・指導等の活動
- (2) 担当区域内の農地に係る利用状況調査
- (3) 農業委員会の総会における活動報告及び意見申述
- (4) 年数回平日開催される会議や研修会等への参加 など

※農業委員と連携して業務を行います。

- (5) 上記以外でも職務従事をお願いする場合があります。

## 5 委員報酬

年額 333,600円

## 6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する者は推薦・応募できません

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 宇土市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等である者
- (4) 宇土市が設置する他の附属機関の委員である者 など

## 7 推薦及び応募に係る手続等

以下の（1）の提出書類に必要事項を記入のうえ、（2）の添付書類を添えて、郵送又は持参により、宇土市農業委員会事務局へ提出してください。

様式の入手方法は（3）のとおりです。（複数から推薦を受ける場合は、別紙様式あり）

### （1）提出書類

農地利用最適化推進委員推薦・応募申込書

### （2）添付書類

ア 宇土市農業委員会履歴書（農業委員会が作成した履歴書）

イ 農地利用最適化推進委員候補者等の推薦・応募に関する誓約書兼同意書

ウ 推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3カ月以内の本籍が記載されているもの）

### （3）様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、宇土市ホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
農業委員会事務局	宇土市浦田町51番地	0964-22-1111
網津支所	宇土市網津町1991番地1	0964-24-3211
網田支所	宇土市上網田町297番地2	0964-27-1111

## 8 推薦又は応募の重複について

同一の方が複数の担当区域で推薦を受けること又は応募することができますが、複数の担当区域の農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。

また、同一の方が、農地利用最適化推進委員と農業委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、双方の委員を兼ねることはできません。

## 9 受付期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月12日（木）まで【必着】

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 10 選考方法

宇土市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を必要に応じて設置し、提出された書類をもとに農地利用最適化推進委員候補者の選考を行います。

（必要に応じて面接をする場合があります。）その後、農業委員会が委嘱します。

## 11 選考結果のお知らせ

最終的な選考結果は、推薦を受けた方、推薦をした方、応募した方全員に郵送により通知します。

## 12 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、宇土市のホームページで提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている以下内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 推薦又は応募する担当区域
- (2) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が、推薦を受ける者を別途募集する宇土市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が同委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数
- (8) 応募した者の数

## 13 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会します。

14 書類の提出先及び問合せ先

〒869-0492

宇土市浦田町51番地

宇土市農業委員会事務局

電話 0964-22-1111 (代表)